

// 第5章 復興に向けて

1. 復興の流れ

(1) 復興ロードマップ

復旧期（平成23年度～平成24年度）

～復旧事業や復興に向けた事業の準備の時期～

- ・ 早期の住宅再建から、現在の総合運動場を復興まちづくり先行推進地区（仮称）として、平成24年度には住宅地造成工事に着手します。
- ・ 漁港についても、順次復旧工事に着手します。
- ・ 漁業は、サンマ漁や養殖業の早期再開をめざし、仮設加工場等による操業再開、さらにその拡充も図っていきます。商工・サービス業においても、仮設店舗による営業再開を進めます。
- ・ 保健・医療・福祉や教育の分野では、まず現施設の復旧をめざすとともに、応急仮設住宅健康相談・心のケアなどの対応を継続して実施していきます。

基盤整備期（平成25年度～平成27年度）

～町の基盤の再建・整備の時期～

- ・ 現総合運動場では、先行して住宅建設を開始します。
- ・ 町中心部の浸水区域では、嵩上げ、盛土工事も本格化し、造成が完成した用地では公営住宅等の建設を進めます。
- ・ 湾口防波堤等の土木構造物の復旧工事も進み、防潮堤や防波堤は平成26年度の完成予定をめざします。

本格復興期（平成28年度～平成30年度）

～整備された基盤に基づき、地域の価値を高めていく時期～

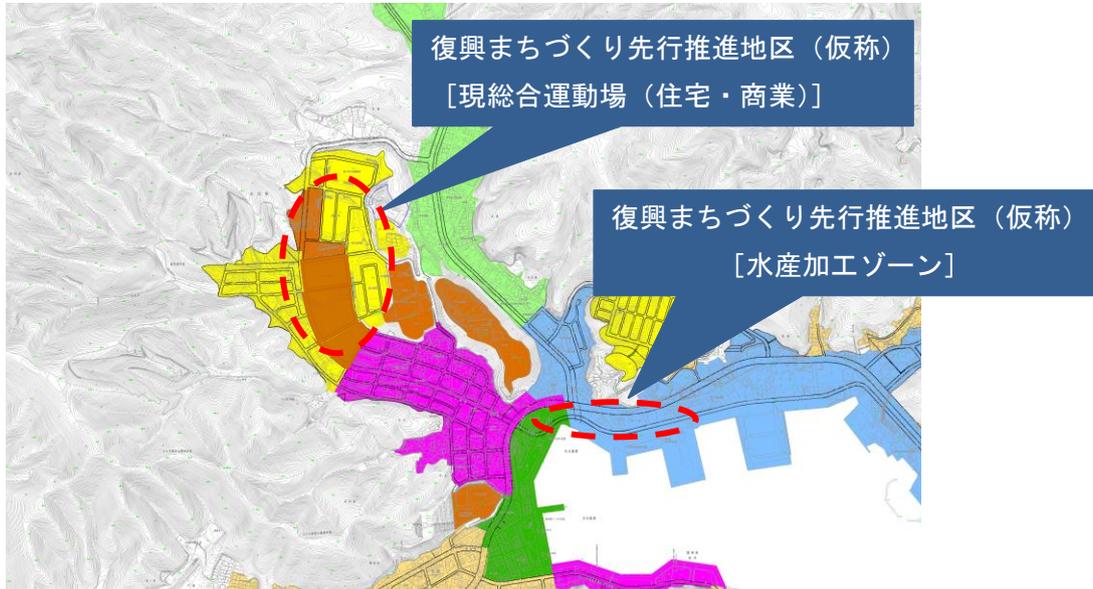
- ・ 基盤整備も完了し、本格的な復興まちづくりの形成に向け、住宅や各種施設の建設が進みます。
- ・ 市場や水産加工場、商店街なども本格再開、公共交通機関も本格稼働し、町民の生活も安定し、町にも活気が戻ってきます。
- ・ 観光産業も本格的に再開し、観光客や修学旅行生も数多く訪れています。また、学術研究拠点の整備に伴い、国内外からの研究者も来訪しています。

	H23						H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	8	9	10	11	12	1~3							
	復旧期【2年】						基盤整備期【3年】			本格復興期【3年】			
造成、住宅・まちづくり													
			○町民の応急仮設住宅への入居完了				○総合運動場の住宅地整備				○嵩上げと宅地造成完了		
			○被災市街地復興推進地域の指定				○造成工事（切土）開始				○本格的な復興市街地形成		
							○造成工事（嵩上げ・盛土）開始						
							○重点的復旧の漁港整備に着手			○重点的復旧の漁港整備完了予定			
									○防潮堤、湾口防波堤の完成予定				
漁業													
	○定置網漁始まる												
		○サンマ漁始まる											
			○養殖業の再開（ギンザケ、ワカメ、ホタテ、ホヤ等短期品目）										
									○養殖業の再開（カキ）				
水産加工													
	○仮設加工場の操業再開			○本格的仮設再開									○市場・水産加工場等の本格再開
	○冷凍冷蔵コンテナ導入												
商工・サービス													
	○コンテナハウス等を活用した仮設店舗による営業再開			○本格的仮設再開									○商店街等本格再開
観光業													
		○漁港再開・初競等のPR活動											○公共交通機関の本格稼働
								○金華山巳歳大祭					○観光産業の本格再開
保健・医療・福祉													
	○医療機能等の復旧												○保健・医療・福祉機能の移転
	○支援員等による避難所、仮設住宅健康相談・訪問、心のケア												
	○保健・医療・福祉拠点の構築												
教育・スポーツ													
	○学校施設の復旧・再建												○生涯学習の充実
	○児童生徒等の就学支援							○防災教育、志教育の推進					○歴史的遺構・伝統文化の回復
													○総合運動場等公共施設の本格的復旧・整備開始

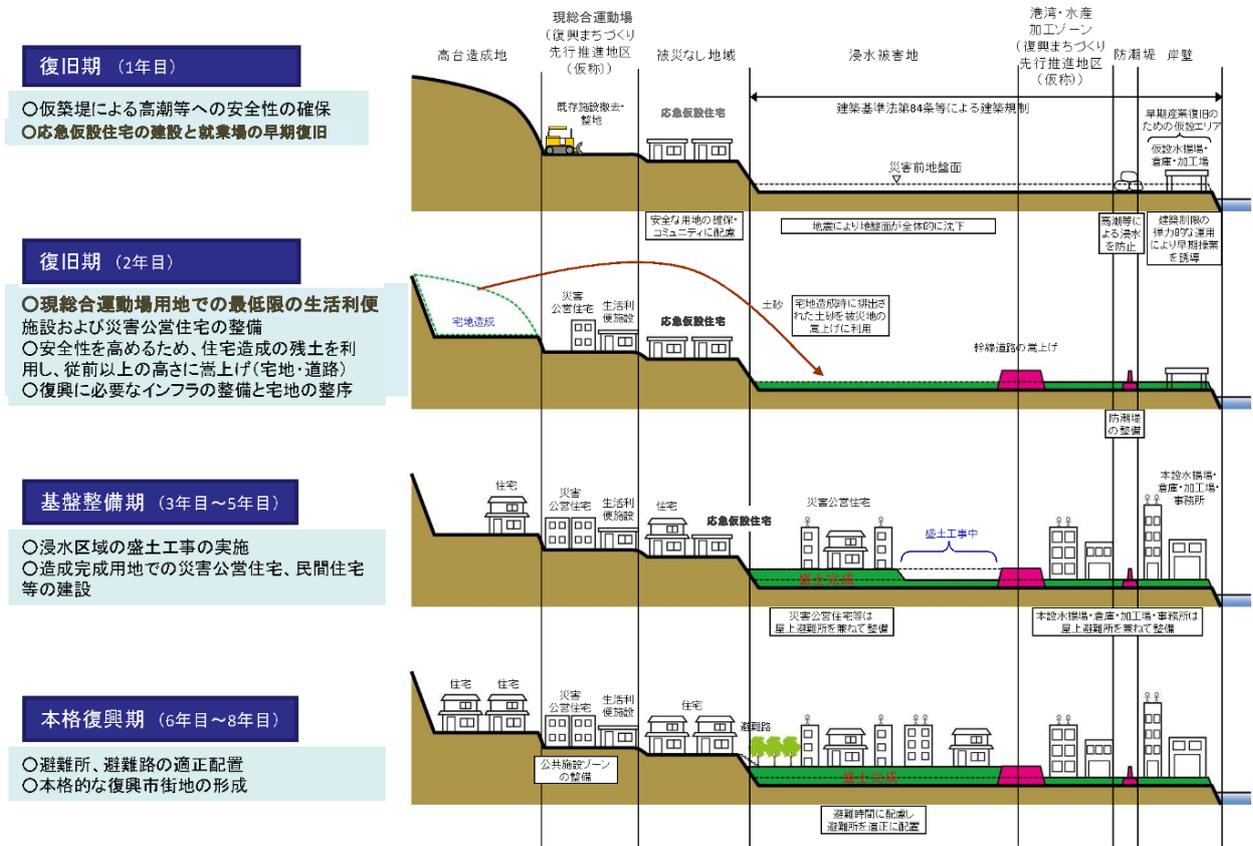
(2)「復興まちづくり先行推進地区（仮称）」

総合運動場及び港周辺の漁業関連施設を先行して整備する地域（復興まちづくり先行推進地区（仮称））として指定し、住宅地の早期確保および水産業の早期再開を推進します。

[復興まちづくり先行推進地区（仮称）]



[事業展開のイメージ]



2. 復興推進体制

(1) 女川町復興計画策定委員会

女川町復興計画策定委員会は、平成23年5月1日の立ち上げと同時に第1回委員会を開催し、その後、8月10日の最終の委員会まで計5回の委員会を開催し協議を重ね、本復興計画をとりまとめました。

本計画は、本町の復興を進めるにあたっての基本となるものですが、震災後の社会情勢の変動も予想され、そうした際には計画の見直しもやむを得ないという状況になる可能性もでてきます。したがって、今後は必要に応じ委員会を開催するなど、状況に応じて、適切な対応をしていきます。

(2) 「(仮称) 女川町復興推進協議会」の設置

復興の実現に向けて、町民や町内各種団体等と復興にかかわる各種事業の具体的な調整を図り、事業推進に向けての協議を行う場づくりが必要だと考えています。

そこで、漁協等の組合、商工団体、観光協会、区長会、婦人会等の地元の団体、さらに、国、県、町の行政機関、JR等の関係機関からなる「(仮称) 女川町復興推進協議会」を設置します。

また、復興事業も多岐に及ぶため、より具体的な協議を行うために、「(仮称) 住環境再生部会」「(仮称) 産業再生部会」などの部会を設けることも検討します。

(3) 各地区等のまちづくり推進のためのサポート

復興は、全町民、町内各種団体等との協働により実現できるものです。そのため、各種事業をより円滑に推進していくためには、町と各地区の住民団体や商工団体等との連携がこれまで以上に重要になってきます。また、そこには各地区のまちづくりや各分野の復興事業に対する、住民団体等の積極的な取り組み姿勢も不可欠です。

町は、住民団体や商工団体等の復興やまちづくりに向けての取り組みや活動をサポートする役割を担っていきます。